



男女共同参画推進委員会

第113回

子育てのリアル

安中市男女共同参画推進委員会



田村 京子

今年3月、自粛生活・突然の休校要請・緊急事態宣言…、今までにない非常事態に誰しもが戸惑いました。なかでも子育て世代の家庭内の変化は大きかったのではないのでしょうか。

自粛期間中にオンライン上映されていた映画がありました。「ママをやめてもいいですか?」。ちよつとドキツとする刺激的なタイトルのドキュメンタリー映画で、子育てに奮闘する複数の母親やその家族が登場します。

この映画は、多くの母親が育児に苦しみ、孤独を感じ、そして深刻な産後うつに苦しんでいるという子育ての現状がリアルに映し出されています。最近では「ワンオペ育児」「孤独な子育て」「産後うつ」などの重いキーワードを耳にすることも多くなりました。「ママをやめてもいい?」と疑問符を投げながら、繰り返し問題点をさぐり日々葛藤している母親たちのリアルな姿を見て、この疑問符は誰に向けて投げかけているのだろうか? 自分自身、それとも夫、それとも社会へなのか?と考えさせられました。

◆◆◆リレー・エッセイ◆◆◆

数字的には、母親の10人に1人が産後うつの経験があると言われています。その裏側では父親の産後うつも同等にあるとのこと。社会的立場を保つため仕事をこなし、帰宅後は慣れない家事や育児の協力、睡眠不足…メンタルが崩壊してしまうようです。

母親は妊娠がわかってから長い時間をかけて徐々にお腹が大きくなり、出産に向けて母親になる準備ができますが、父親は体の変化や自覚のないまま子どもが生まれた瞬間に父親となり、戸惑う人が多いのではないのでしょうか。そうならないためにも、子どもが生まれる前からお互いの育児休暇の取り方や家事シェア、きょうだいの面倒など：生まれたあとに夫婦で助け合っていくかを、ゆつくりしつかり話し合っ、相互の行動のイメージを作っておくことが必要だと思っています。

妻が「助けて」と発信できないのは、母親だからやらなくちゃ、ダメな母親だ、あなた母親でしょ、という母性神話の刷り込みが影響するのでしょうか。母親といえども母の前に一人の人間です。一人で頑張ろうとしないで、夫や家族と問題点を共有するべきだと思います。

問題解決に力を貸してくれるのは家族だけではありません。行政の子育て支援サポートは手厚く、どんどん充実してきます。苦しくなったら：苦しくなる前に：声をあげて、地域も巻き込んで子育てをしていきましょう。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

通信販売で購入した商品の返品はできる?

【事例1】

テレビショッピングで布団用掃除機を購入したが、思ったよりも重く、使い勝手が悪い。返品したいが、通販業者は、一度電気を通したものは返品できないと言っている。

【事例2】

インターネットショッピングで美容サプリメントを注文した。商品は届いたが、広告していたような効果が期待できないと思いい、未開封であることを説明して返品したいと伝えたところ、返品不可と断られた。



【ひとことアドバイス】

★新聞、テレビ、インターネットなどの広告で購入する通信販売は、直接、実物を見ることができないため、商品をめぐるとラブルが起こりがちです。購入前に必ず契約内容、返品特約をよく確認してから注文しましょう。

★通信販売では、事業者が返品可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日を含めて8日以内であれば送料負担で返品できます。

★開封済みのもの、電化製品であれば通電しているものは、商品に問題がなければ返品できない場合がほとんどです。

★返品特約により返品できる場合でも、一般的には返品期限が設けられています。商品が届いたら、すぐに注文した商品に間違いがないか確認しましょう。

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じる事があつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月々金曜日(祝日を除く)午前9時〜午後4時

(☎3382-2228)